


電気通信事業法第31条第1項の規定に基づく特定
関係事業者の指定

(諮問第3129号)

<目次>

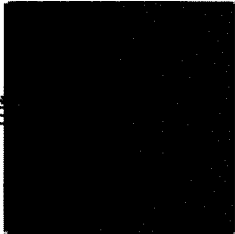
1 諮問書	1
2 指定案	2
3 諮問の概要	3



諮 問 第 3 1 2 9 号
令 和 2 年 7 月 8 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗



諮 問 書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号）の施行に伴い、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第31条第1項の規定に基づき、特定関係事業者を指定案のとおり指定することとしたい。

上記のことについて、同法第169条第2号の規定により諮問する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十一条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の五の規定に基づき、特定関係事業者を次のように指定する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

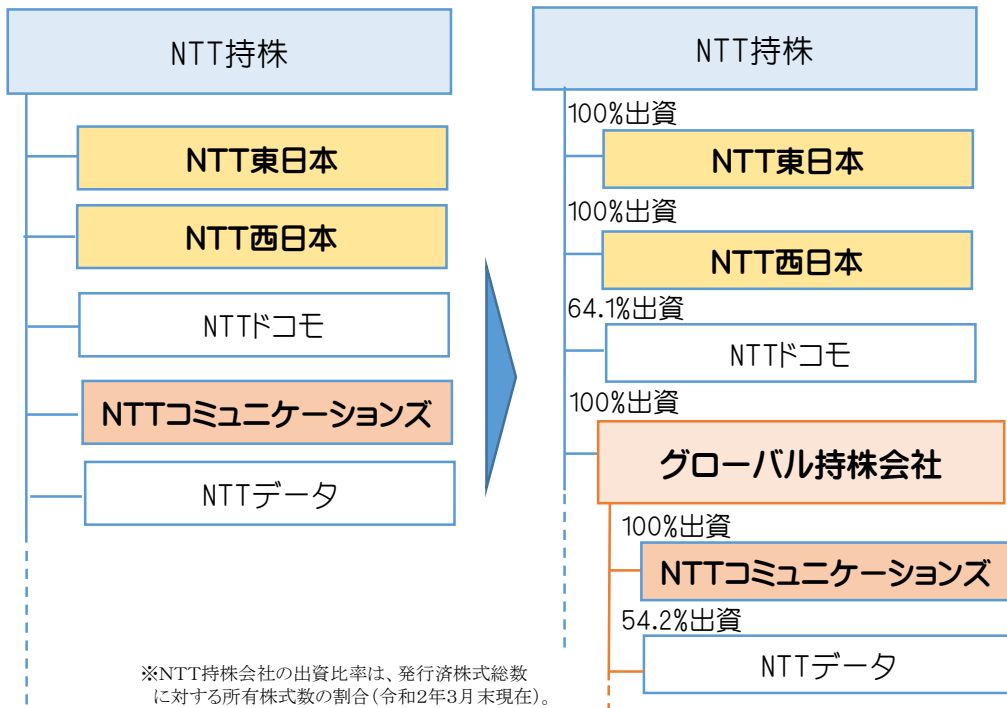
一 東日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者 エヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社

二 西日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者 エヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社

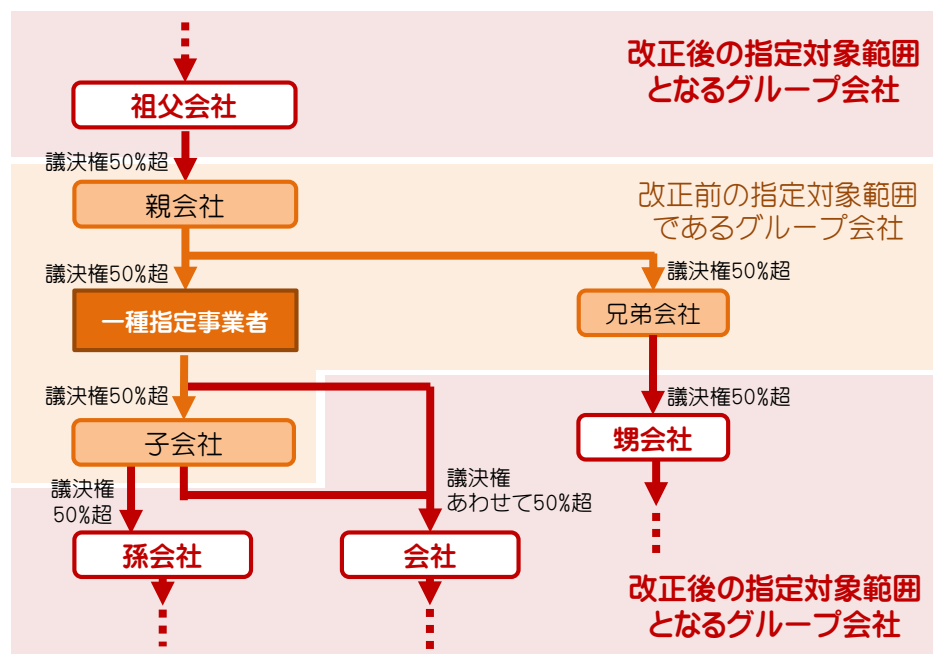
諮問の経緯・概要等

- 電気通信事業法第31条(参考1)は、**一種指定事業者**※と**特定関係事業者**(一種指定事業者の**グループ会社**の中から**総務大臣が指定する電気通信事業者**)との間の**役員兼任等を禁止**することにより、他の電気通信事業者との**公正競争上の弊害**を引き起こす**構造的温床**を排除している。
※ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
- 本制度の創設(平成13年電気通信事業法改正)当時、一種指定事業者である**NTT東西の特定関係事業者**として**NTTコミュニケーションズ株式会社**を指定していたが(参考2)、その後の**NTTグループ内の再編**により、同社は、電気通信事業法第31条に定める**特定関係事業者の指定対象範囲**から**外れること**となった。
- 今般の**改正電気通信事業法**(本年5月22日公布。特定関係事業者に係る改正は公布日施行。)において、特定関係事業者の**指定対象範囲**となる**グループ会社の範囲**を見直す**規定の整備**を行ったことを受け、特定関係事業者として、**従前と同様に、NTTコミュニケーションズ株式会社を指定する告示案**を諮問するもの。

<NTTグループ内の再編(平成30年11月)>



<改正法による特定関係事業者の指定対象範囲の見直し>



(参考1) 改正電気通信事業法における特定関係事業者に係る改正部分

改正後	改正前
<p>第31条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)の役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人(当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社(当該電気通信事業者を除く。))である電気通信事業者に限る。)であつて、その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するもの(次項及び第百六十九条第二号において「特定関係事業者」という。)の役員を兼ねてはならない。</p> <p>2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>一 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。</p> <p>二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項、第三項及び前項に規定する「子会社」とは、法人がその総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下この項において同じ。)又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>第31条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人(その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。第三項において同じ。)又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社(以下この条において「子会社」という。)、当該電気通信事業者を子会社とする親法人(同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。)又は当該親法人の子会社(当該電気通信事業者を除く。)である電気通信事業者に限る。)であつて総務大臣が指定するもの(以下「特定関係事業者」という。)の役員を兼ねてはならない。</p> <p>2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>3・4 (略) (新設)</p> <p>5～7 (略)</p>

(参考2) 特定関係事業者としてNTTコミュニケーションズを指定する理由

(平成13年12月21日 情報通信審議会 電気通信事業部会 資料7から抜粋)

1 第37条の3^{※1}に基づく規律についての基本的考え方

- ◆ 電気通信事業法第37条の3^{※1}の規定に基づき課される規律(いわゆるファイアウォール規制)は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、当該設備の強い独占性・ボトルネック性にかんがみ、一定のグループ関係企業との間において、役員兼任を禁止し、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務についても公平な取扱いに厳正を期する等の規律を課すことにより、ボトルネック独占の弊害が及びやすい構造的な温床を断ち切り、公正競争を徹底させることを目的とするものである。

2 NTTコミュニケーションズを指定する理由

- ◆ NTTコミュニケーションズは、次の理由から、公正競争上、東・西NTTの「特定関係事業者」として指定することが適当である。
 - ① 分離前は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者たる東・西NTTと一体として電気通信役務を提供していたこと、NTT再編成後も、利用者利便の維持を理由に東・西NTTへの委託が認められている数々の業務が存在していることが、東・西NTTとの間で、一体的かつ排他的な共同営業が行われやすい構造的要因となっていると考えられること
(NTT再編成時の特例事項)
電話サービスの申込み・移転手続き、故障の受付、料金の請求、サービス・商品の問い合わせ対応・販売 等
 - ② また、実際にも、東・西NTTとの間で不適切な一体営業が行われているとの苦情等が後を絶たず、これに対して、総務省からも重ねて行政指導等の処分を行ってきていること^{※2}
 - ③ NTT再編成時のファイアウォール措置のうち必要最小限のものを法的規制として存続させることとした、先の電気通信事業法等の一部を改正する法律の趣旨にも適うものであること

【その他の電気通信事業者の扱いについて】

東・西NTTの子会社・兄弟会社のうち、NTTコミュニケーションズ以外の電気通信事業者については、現時点においては、反競争的行為が繰り返されるおそれのある構造的要因があるとは認められないことから、指定しないこととする。なお、問題が生じれば、第37条の2第3項第2号^{※1}の行為規制によって子会社の優先的取扱いを禁止することは可能である。

※1 いずれも平成13年12月当時。

※2 マイライン等をめぐる一体営業等の是正等を求める指導文書を発出(平成13年5月及び10月)。なお、マイラインの登録総数は近年減少している(ピーク時の約1億7千万件(平成15年度)から約5千万件(令和元年度))ものの、当該指導文書の趣旨である、「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年郵政省告示第664号)等を踏まえた適正な営業活動の徹底等については、引き続き確保される必要がある。